

## 5 - 90 窓ふき器等

### 5 - 90 - 1 装備要件

- (1) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 (1)の基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。（保安基準第45条第1項関係）
- (2) (1)の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し、5 - 90 - 2 (3)の基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）を備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。（保安基準第45条第2項関係）

### 5 - 90 - 2 性能要件

- (1) 自動車の前面ガラスに備える窓ふき器は視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）でなければならない。この場合において、窓ふき器のブレードであつて、老化又は損傷により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。（細目告示第225条第1項関係）
- (2) 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。（細目告示第225条第2項関係）
- (3) 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、視野の確保に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（細目告示第225条第3項関係）

洗浄液噴射装置にあつては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。

専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて乗車定員10人以下の自動車に備えるデフロスタにあつては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。

走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。

- (4) 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。（細目告示第225条第4項関係）
- (5) 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場

合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、衝撃を吸収する材料で被われているものであって、内部構造物に局所的に硬い接触感のないものでなければならない。（保安基準第45条第3項関係、細目告示第225条第5項関係）

- (6) 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(5)の基準に適合するものとする。（細目告示第225条第6項関係）

5 - 90 - 3 欠番

5 - 90 - 4 適用関係の整理

4 - 90 - 4 の規定を適用する。